


環境省・オフセット・クレジット(J-VER)制度認証委員会  
(事務局:気候変動対策認証センター)御中

平成23年9月29日

## オフセット・クレジット(J-VER)プロジェクト登録依頼書

オフセット・クレジット(J-VER)制度における妥当性確認が終了しましたので、プロジェクト登録を依頼します。

プロジェクト名 <sup>1</sup>			
大阪府共同リネンサプライ株式会社大阪支店における低温排熱回収・利用技術を利用した温室効果ガス排出削減事業			
【依頼者】 プロジェクト代表事業者			
事業者名(フリガナ)	共同リネンサプライ株式会社大阪支店(キョウドウリネンサプライカ ブシキカイシャオオサカシテン)		
住所	大阪府吹田市岸部中 2 丁目 17 番 2 号		
代表者氏名	水嶋 聡	代表者役職	取締役支店長
担当者氏名	山岡 賢志	担当者 所属部署・役職	共同リネンサプライ株式会社 大阪支店・工場部次長
担当者 E-mail	yamaoka@kyodolinen.com	担当者電話番号	06-6388-3357
プロジェクト事業者・プロジェクト参加者			
プロジェクト事業者名	共同リネンサプライ株式会社大阪支店 共同リネンサプライ株式会社大阪支店十三工場		
プロジェクト参加者名	財団法人大阪府みどり公社		
オフセット・クレジット(J-VER)取得予定者			
事業者名(フリガナ)	共同リネンサプライ株式会社大阪支店		
	以下のうち当てはまる項目に☑ <input checked="" type="checkbox"/> 本プロジェクトのプロジェクト代表事業者である。 <input type="checkbox"/> 本プロジェクトのプロジェクト事業者である。 <input type="checkbox"/> 本プロジェクトのプロジェクト参加者である。		
妥当性確認機関			
妥当性確認機関名	日本海事検定キューエイ株式会社		

<sup>1</sup> プロジェクト名は、抽象的な表現を避け、「〇〇県△△事業者による□□(排出削減技術)を用いた温室効果ガス排出削減事業」のように、先にプロジェクト実施場所やプロジェクト事業者名を入れる等により、第三者に事業内容が伝わりやすいものとしてください。但し、事業の愛称やキャッチコピーをサブタイトルとしてつけていただくことは可能です。

プロジェクト情報	
プロジェクト概要 <sup>2</sup>	<p>(具体的な内容を簡潔に記載すること。)</p> <p><b>【プロジェクトの目的・内容】</b></p> <p>1. 目的</p> <p>現在大阪支店では工場の省エネルギー対策ならびに温室効果ガス削減を目的とし、工場内に設置されている機器の見直しや、利用されずに排出されている熱の回収を計画している。今回のプロジェクトでは吹田工場と十三工場でも課題となっている蒸気ドレンの排熱を再生蒸気(フラッシュ蒸気)として回収するプロジェクトをクレジット化することにより工場での省エネ対策の取組をより一層促進させることを目的としている。</p> <p>2. 内容</p> <p>これまで廃棄していた再生蒸気を回収し、連続洗濯機の洗濯水の加熱に利用することにより、蒸気を発生させている熱源設備(ボイラー)の消費燃料量を削減し、それに伴い温室効果ガス削減を実現する。</p> <p><b>【適格性基準との整合性】</b></p> <p>条件1</p> <p>再生蒸気の回収プロジェクトは、0.78MPaGの蒸気ドレンを再生蒸気回収装置にて 0.25MPaG以下の蒸気として回収し、連続洗濯機の加熱に利用。</p> <p>条件2</p> <p>廃棄していた蒸気ドレンからの再生蒸気回収プロジェクトであり、回収した再生蒸気を連続式洗濯機の加温に再利用することにより、ボイラーの燃料として使用される都市ガスの使用量が削減される。</p> <p>条件3</p> <p>プロジェクト実施事業所での原油換算エネルギー使用量は</p> <p>①共同リネンサプライ(株)大阪支店吹田工場:年間1,488kL</p> <p>②共同リネンサプライ(株)大阪支店十三工場:年間1,085kL</p> <p>であり、3,000kLより少ないことから第一種エネルギー管理指定工場ではない。</p> <p>条件4</p> <p>大阪支店吹田工場及び十三工場とも、再生蒸気の回収量は蒸気流量計でのモニタリングが可能。</p> <p>条件5</p> <p>プロジェクト総事業費12,912千円(内訳)再生蒸気回収装置の設置費用</p> <p>①大阪支店吹田工場 設備導入費:5,957千円</p> <p>②十三工場 設備導入費:6,955千円</p>

<sup>2</sup> プロジェクト概要は、プロジェクトの目的・内容の他、適格性基準との整合性・法令遵守状況・採用技術・モニタリング方法・GHG算定式の方法論への準拠性・モニタリング体制・QA/QC体制等に関することを2ページ以内で具体的に記述してください。

補助金等 環境省補助金:4,304千円

年間、137t-CO<sub>2</sub> の省エネ効果

都市ガス削減量=135t-CO<sub>2</sub>/年÷44.8GJ/千 N m<sup>3</sup>÷0.0507t-CO<sub>2</sub>/GJ×1000÷1000 千円÷0.9666\*×45.88 円\*\*= 2,821 千円/年

(12,912 千円-4,304 千円)÷2,821 千円 = 3.1 年

投資回収年数は 3 年を超えており、プロジェクトの採算性はない。

\*都市ガスの標準状態への換算係数(大ガス確認済、添付資料5)

\*\*平成21年8月から平成22年9月までの平均単価(基本料金を除く)

【法令遵守状況】

特になし

【採用技術】

機器名	メーカー名	耐用年数	導入時期	備考
再生蒸気回収装置	ジョンソンボイラー株式会社東京支店 型式 JBDF-4000	13年	平成 22 年 11 月 27 日	吹田工場 ドレン処理能力: 4t/h
再生蒸気回収装置	株式会社洗陽システムソリューション型式 FT-Ⅲ	13年	平成 22 年 10 月 31 日	十三工場 ドレン処理能力: 3.5t/h
蒸気流量計	株式会社 山武 型式 MVC30A	10年	平成 22 年 10 月 31 日	吹田工場と十三工場各 1 台 設備能力:0.4t/h

【モニタリング方法】

再生蒸気の回収量は蒸気流量計で計測

【GHG 算定式の方法論への準拠性】

再生蒸気の回収量は回収した蒸気量から算出

【モニタリング体制】

ボイラーの稼働実績及び再生蒸気量等の記録は毎日記録し、担当者が保管管理し、報告書は管理者責任者が認証するとともに第三者機関が年 1 回チェックを行う。

【QA / QC 体制】

工場内での省エネ対策に取り組むとともに、社員の教育・訓練を行い、情報の保管、データの確認や内部データチェックを行う体制を社内に構築するとともに、年に 1 回は管理責任者が指名する内部監査員による監査を行いプロジェクトの進捗状況を審査するとともに、第三者機関からの検証も受ける。

プロジェクト実施場所	(プロジェクト実施場所が複数ある場合は、全ての住所を表形式等で記述する。) ① 大阪府吹田市岸部中2丁目17番2号(吹田工場) ② 大阪市淀川区野中南2丁目9番1号(十三工場)						
<方法論 R001・R002・R003 のみ > プロジェクト対象面積							
プロジェクト期間	吹田工場	2010年12月1日～2023年11月30日(13年0ヶ月)					
	十三工場	2010年11月1日～2023年10月31日(13年0ヶ月)					
クレジット期間	吹田工場	2010年12月1日～2013年3月31日					
	十三工場	2010年11月1日～2013年3月31日					
プロジェクト計画開始届提出日	平成22年11月26日						
妥当性確認終了日	平成23年9月29日						
想定削減・吸収量	年度	2008	2009	2010	2011	2012	合計 <sup>3</sup>
	全体	t-CO <sub>2</sub> <sup>4</sup>		49	135	135	319
	吹田工場	t-CO <sub>2</sub> <sup>5</sup>		26	79	79	184
	十三工場	t-CO <sub>2</sub> <sup>6</sup>		23	56	56	135
適用モニタリング方法ガイドライン	オフセット・クレジット(J-VER)制度モニタリング方法ガイドライン (排出削減プロジェクト用) ver.2.3						
適用方法論	方法論番号	E006 ver.4.0					
	方法論名称	排熱回収・利用					
ダブルカウントの防止措置							
ダブルカウントの防止の措置を講ずる事業者	(プロジェクト代表事業者と同一の場合は記入不要)						印

<sup>3</sup> 合計の値から少数点以下を切り捨て、トン単位で記載してください。

<sup>4</sup> 小数点以下は切り捨てとし、トン単位で記載してください。よって、小数点処理のため、表記上では単年度の削減量・吸収量の合計と、各年度合計量が異なることもあり得ます。

<sup>5</sup> 小数点以下は切り捨てとし、トン単位で記載してください。よって、小数点処理のため、表記上では単年度の削減量・吸収量の合計と、各年度合計量が異なることもあり得ます。

<sup>6</sup> 小数点以下は切り捨てとし、トン単位で記載してください。よって、小数点処理のため、表記上では単年度の削減量・吸収量の合計と、各年度合計量が異なることもあり得ます。

ダブルカウント の防止措置内 容	<p>以下、該当する場合は、□に✓を入れ、必要に応じて詳細を記入してください。 (オフセット・クレジット(J-VER)制度実施規則 1.4「クレジットの二重使用」参照)</p> <p><b>【①類似制度に基づく二重認証に関するダブルカウントの防止措置】</b></p> <p>■ 類似制度へ申請しておらず、当該プロジェクトにおいて確保された削減量・吸収量については、オフセット・クレジット(J-VER)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する温室効果ガス削減・吸収という環境に関わる付加価値(以下、「環境価値」という。)の認証を取得しません。</p> <p>□ 以下の類似制度(電力における RPS 法を含む)に申請しています</p> <p style="margin-left: 40px;">類似制度名: _____</p> <p>□ 当該プロジェクトにおいて確保された削減量・吸収量については、オフセット・クレジット(J-VER)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する環境価値の認証を取得しておらず、今後も取得しません。</p> <p>□ 当該プロジェクトにおいて確保された削減量・吸収量については、オフセット・クレジット(J-VER)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する環境価値の認証を取得しているため、その分を控除いたします。</p> <p>□ 当該プロジェクトにおいて確保された削減量・吸収量については、オフセット・クレジット(J-VER)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する環境価値の認証を取得していますが、以下の理由によりダブルカウントが生じていないことを証明します。</p> <p style="margin-left: 40px;">理由: _____</p> <p><b>【②第三者に環境価値を移転する際のダブルカウントの防止措置】</b></p> <p>■ 当該プロジェクトにより生み出されたエネルギー等(電気、バイオガス等)を第三者に売却する際に、その売却先に対して、環境に関わる付加価値はクレジット化されており、当該エネルギー等の価値には付随していないこと、及び、当該エネルギー等の価値の帰属先と、環境に関わる付加価値の帰属先が異なることを明示する「説明文書」を作成して、売却先に示します。</p> <p>□ 森林管理プロジェクトの場合、当該プロジェクトの対象となった森林を第三者に譲渡する際に、その譲渡先に対して、環境価値はクレジット化されており、当該森林には付随していないこと、及び、当該森林の所有権の帰属先と、環境価値の帰属先が異なることを明示する説明文書を作成して譲渡先に示します。あわせて、当該森林の譲渡の際には、オフセット・クレジット(J-VER)制度利用約款森林管理プロジェクト特約の内容にも十分に留意します。</p> <p>※第三者が、当該プロジェクトから生じる環境に関わる付加価値がオフセットクレジット(J-VER)として使用されていることを知らずに、当該付加価値を二重に主張することを防ぐ必要があるため、妥当性確認時において、これらの防止措置が講じられる体制にあること(上記の「説明文書」の作成等)を確認する必要があります。</p>
------------------------	---

**【③自主的な報告・公表を実施する際のダブルカウントの防止措置】**

以下の自主的な報告・公表媒体において、当該プロジェクトの内容、当該クレジットの発行量及び当該クレジット発行量のうち当事業者が無効化したクレジット量（環境価値を他者に譲渡していないもの）を明記します。

あわせて、当該プロジェクトにおいて発行されたクレジット量については、環境価値の帰属を主張しません。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量（環境価値を他者に譲渡していないもの）については除きます。

ホームページ

ホームページ URL: \_\_\_\_\_

出版物（環境報告書/定期刊行物）

その他 具体的に: \_\_\_\_\_

■ 現在は、自主的な報告・公表を実施していないが、今後実施するにあたっては、当該プロジェクトにおいて発行されたクレジットについては、環境価値の帰属を主張しません。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量（環境価値を他者に譲渡していないもの）については除きます。

**【④公的な報告・公表制度におけるダブルカウントの防止措置】**

■ 公的な報告・公表制度には参加していません。

以下の公的な報告・公表制度に参加しています

地球温暖化対策推進法に基づく算定・報告・公表制度の対象者である。

地球温暖化対策推進法に基づく地方公共団体実行計画（区域施策）の策定義務対象者（都道府県）である。

「排出量取引の国内統合市場の試行的実施」参加事業者である。

地方公共団体が実施する以下の制度の対象事業者である。

制度名: \_\_\_\_\_

その他

具体的に: \_\_\_\_\_

当該報告・公表制度等において、当該プロジェクトにより発行されたクレジット量については排出量とみなし報告します。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量（環境価値を他者に譲渡していないもの）は除きます。

当該報告・公表制度等において、当該プロジェクトにより発行されたクレジット量について報告する必要はないため、クレジット発行量については排出量とみなし、当該報告・公表制度の報告様式における適切な備考欄に記載します。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量（環境価値を他者に譲渡していないもの）は除きます。

当該報告・公表制度等において、当該プロジェクトにより発行されたクレジット量について報告する必要はないため、クレジット発行量については排出量とみなし、自主的な報告・公表値において報告します。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量（環境価値を他者に譲渡していないもの）は除きます。

備考欄

以上